



みくには
ハートに愛

みくに便り

4月10日に当社のセミナーを開催します。
今回はフリーアナウンサーの講師を迎え、経営者から新入社員まで幅広く使える「コミュニケーション講座」になります。
是非、お誘い合わせの上ご出席下さい。

2018年3月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



どう変わる？平成30年度以降の「キャリアアップ助成金」

◆「キャリアアップ助成金」とは？

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化や人材育成等の取組みを実施した事業主に対して助成される制度ですが、平成30年度から改正が行われる予定です。

◆改正内容は？

【正社員化コース】(拡充・支給要件の追加)

有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転換等について助成するものです。改正により、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数を15人から20人に拡充します。

また、支給要件に、①正規雇用等へ転換した際、転換前の6カ月と転換後の6カ月の賃金総額を比較して、5%以上増額していること、②有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること、が追加されます。

【人材育成コース】(整理統合)

有期契約労働者等に対して職業訓練を行う事業主に対して助成するものでしたが、改正により、人材開発支援助成金に統合されます。

【賃金規定等共通化コース】(新規加算措置)

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成するものです。①事業所当たり57万円(生産性要件を満たした場合72万円)助成されますが、新たに加算措置が設けられます。

【諸手当制度共通化コース】(新規加算措置)

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に、1事業所当たり38万円(生産性要件を満たした場合48万円)が助成するものですが、新たに加算措置が設けられます。

◆予算成立等が前提

上記の改正は、平成30年度予算の成立および雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。

3月の税務と労務の手続提出期限

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月2日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

iDeCoについて

Q. 最近、iDeCoという言葉をよく耳にしますが、どのような制度なのでしょう。また、iDeCoのメリットやデメリットを教えてください。

A. iDeCoとは、個人型確定拠出年金、つまり私的年金制度のことです。iDeCoに加入する場合は取扱いのある金融機関を1つ選び、申込から掛金の拠出、運用する金融商品の方法の選定を自ら行い、積立てた掛金と運用益の合計をもとに給付を受けることができます。

加入できるのは、原則的には20歳から60歳までの方です。会社員や自営業者、専業主婦など職種にかかわらず加入できることが特徴です。ただし、国民年金の1号被保険者で保険料の免除を受けている方など加入資格のない方もいるので、金融機関に相談してください。掛金は月々5千円以上、千円単位で設定できますが、上限が1万2千円～6万8千円までと決められていて、上限は加入している年金制度により異なります。掛金の変更は公的年金の種別変更時を除き、年1回することができます。

給付の種類は3種類あり、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」です。「老齢給付金」は、5年から20年の間の有期年金または、一時金として受取りになり、60歳から70歳までの間に請求します。注意が必要なのは、70歳になっても請求しないと全額一時金としての受給になることです。

それではiDeCoの主なメリットとデメリットをみていきましょう。

まずは、メリットですが、税制優遇が充実しているところです。第一に、収入のある場合、掛金の全額が所得控除されることが挙げられます。年末調整や確定申告などで手続きは必要ですが、掛金に応じて所得税が還付され、住民税も安くなります。第二に、受給の際も大きな控除があることです。年金で受け取った場合は公的年金等控除、一時金の場合は退職所得控除を受けることができ、所得税を安くすることができます。第三に、掛金で購入した金融商品の運用益も非課税になることです。通常は運用益のおよそ20%の税金がかかりますが、iDeCoの場合は非課税で再投資されます。

それに対して、デメリットは主に3つあります。まずは、掛金は基本的には60歳になるまで引き出すことができません。そのため、無理のない範囲で掛金にすることが大切です。2つ目のデメリットとしては、運用リスクがあり、金融商品によっては元本を下回る可能性があることです。つまり自分で選択した資産運用次第で、受取る金額が減る場合もあります。3つ目のデメリットとしては、加入時、毎月の掛金の納付時、将来の受給する時など、それぞれ手数料がかかることが挙げられます。定額で決まっている手数料もありますが、金融機関によって異なる手数料もあります。

以上、iDeCoについて主な説明をしましたが、加入の際は公的年金と違い、申込から受給までをすべて自ら行うので、メリット、デメリットをよく理解することがとても大切です。